

## 調査計画

### 1 調査の名称

内航船舶輸送統計母集団調査（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

### 2 調査の目的

本調査は、現在実施している内航船舶輸送統計調査（基幹統計調査）の標本設計を見直し、調査の統計精度の一層の向上を図ることを目的とする。

そのために、内航船舶による貨物輸送量等の実態を全数調査するものである。

### 3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

内航海運業法（昭和27年法律第151号）に規定する内航運送をする事業を営む者であって、総トン数20トン以上の船舶により貨物を輸送する者（内航船舶輸送統計調査（基幹統計調査）の調査対象者を除く。）を対象とする。

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約600事業者

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

事業者台帳（内航海運業法第3条に基づく登録及び届出情報）

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

①内航運送の事業状況

②内航運送の事業継続状況

③船舶の船名、船舶番号、総トン数、載貨重量トン数及び用途（自動車専用船、セメント専用船、石灰石専用船、石炭専用船、コンテナ専用船、RORO船、その他の貨物船、油送船、プッシャーバージ又は台船）

④月間燃料消費量

(A重油、B重油、C重油、その他の油種等)

⑤月間航海距離

⑥調査月に輸送した貨物の品名

⑦月間総輸送量及び単位

[集計しない事項の有無] 無 有

- ・内航輸送の事業状況及び事業継続状況については、輸送実績の回答要否を判断するために用いるものであり、集計は行わない。
- ・船名、船舶番号については、調査票の内容検査のために用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

- (1) ①～③：令和5年10月末日（ただし、令和5年10月の途中で異動等が生じた船舶については、当該異動等が生じた日を基準とする。）
- (2) ④～⑦：令和5年10月

6 報告を求めるときに用いる方法

(1) 調査系統

国土交通省－民間事業者－報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール)  
調査員調査 その他 ( )

[調査方法の概要]

- ・国土交通省から調査事務を受託した民間事業者が、報告者に対して郵送により、調査票を配布する。
- ・報告者は、郵送された調査票に記入し、民間事業者に郵送により回答を提出するほか、電子メールにより回答する方法で行うことができる。
- ・電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。
- ・民間事業者は、調査票の取集に併せて、督促及び疑義照会も行う。

7 報告を求めるとき期間

(1) 調査の周期

1回限り  毎月  四半期  1年  2年  3年  5年  不定期  その他  
( )

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：平成30年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和5年9月30日～11月30日

8 集計事項

- ①用途別1隻当たり輸送量 (月間)
- ②用途別1隻当たり総トン数 (月間)
- ③用途別1隻当たり載貨重量トン数 (月間)
- ④用途別1隻当たり油種別燃料消費量 (月間)
- ⑤用途別1隻当たり航海距離 (月間)
- ⑥総トン数別1隻当たり輸送量 (月間)
- ⑦総トン数別1隻当たり油種別燃料消費量 (月間)
- ⑧総トン数別1隻当たり航海距離 (月間)
- ⑨事業者規模 (月間総輸送量) 別、品目別、月間輸送量
- ⑩事業者規模 (月間総輸送量) 別、月間燃料消費量
- ⑪事業者規模 (月間総輸送量) 別、月間航海距離

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 ( 全部公表  一部公表  全部非公表)

前項8の⑨～⑪については、事業者規模によっては事業者数が少なく、報告者が特定される可能性があることから非公表とする。

(2) 公表の方法 ( e-Stat  インターネット (e-Stat以外)  印刷物  閲覧)

前項8の①から⑧について、「内航船舶輸送統計母集団調査結果」としてとりまとめ、インターネット (国土交通省ホームページ及びe-Stat) により公表する。

(3) 公表の期日

令和6年8月末日

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

使用しない

本調査は、総トン数20トン以上の船舶により貨物を輸送する者を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に統計基準を用いる余地が小さいことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

保存期間：記入済み調査票は2年、調査票の内容を記録した電磁的記録媒体は永年

保存責任者 国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室長